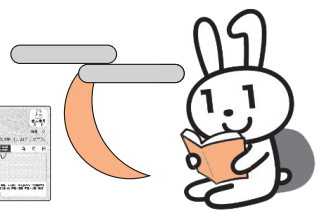


マイナンバーカードの秋



全国で今や約4人に3人が所持しているマイナンバーカード。

公的な本人確認書類としてのほか、健康保険証としての利用や確定申告、行政サービスでの利用など様々な場面で活用されています。今後は更に利用範囲を拡大し、さまざまな行政手続きなどへの活用が検討されています。

今後、マイナンバーカードはますます便利に、皆さんの生活に欠かせないものになっていきます。

「そういえば、まだ作ってなかったなあ…」 そんなあなた!

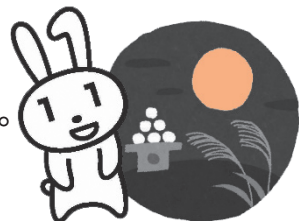
今からでも遅くありません。マイナンバーカード、申請してみませんか?

「どうやって申請したらいいの…」 そんなときは役場住民課窓口へ!

写真撮影からカードの申請まで、全部住民課職員が代行に行います。もちろん無料。

手続き時間は5分程度(混雑時は待ち時間が生じることがあります)。

赤ちゃんから高齢の方まで、ご家族揃ってお越しください。



9月の休日申請受付・交付窓口

とき 9月23日(土)午前9時～正午 **ところ** 役場 住民課窓口

※多くの来庁者が見込まれますので、待ち時間が生じることをあらかじめご了承ください。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174



マイナポイント第2弾を実施しています

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象です

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予約・申込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービス(※1)で利用可能なポイントがもらえるしくみです。申込期限は9月末までです。

役場では平日の午前9時から午後5時15分まで、申込の支援窓口を開いています。

マイナンバーカードを取得した方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいる方(マイナンバーカードをこれから取得する方も含みます。)

最大5,000円分

マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行った方(令和4年6月29日以前に利用申し込みを行った方も含みます)

7,500円分

公金受取口座の登録を行った方(令和4年6月29日以前に登録を行った方も含みます)

7,500円分

※1 QRコード決済(OOPay)や電子マネー(交通系のICカードなど)、クレジットカードなどのことです。

公金受取口座登録における注意事項

- 登録する口座は必ず本人名義の口座である必要があります。本人以外の口座を登録した場合、給付金等の支給が遅れる場合があります。
- マイナポータルから登録した公金受取口座の情報をいつでも確認することができます。



総務省マイナポイント
事業ホームページ
[https://mynumbercard.
point.soumu.go.jp/](https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/)



マイナポータル
<https://myna.go.jp/>

問合せ先 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178
役場 総務課 内線153